

平成 29 年度 都道府県 医療事故調査等支援団体等連絡協議会合同協議会

と き 平成 30 年 3 月 7 日（水）13：30 ～
ところ 日本医師会小講堂

[報告：専務理事 林 弘人]

横倉日医会長挨拶

平成 27 年 10 月施行の医療事故調査制度は、医療界が自ら調査し、原因究明、再発防止を行うという、世界に類をみない制度である。発足にあたっては疑問点等もあったが、各関係者が協力し合うことで同制度を有用なものにしていくために、今は正念場である。こうした状況の中で初めて医療事故調査等支援団体等連絡協議会合同協議会を開催するものである。この制度は、医療関係者と患者側の信頼関係の上でしっかり根付いていくものであり、本協議会がその一助になれば幸甚である。

法で調査を行っている。
③センター調査は、院内調査を受けて行うことが原則であり、解剖結果等その後に得られた情報も加えて行われるため、院内調査の結果と異なることもあり得るが、それぞれの調査結果が尊重されるものであり、双方の調査結果が相俟って、今後の再発防止に役立っていくものとする。
④「センター調査の結果」と「院内調査の結果」が異なる部分については、検討した内容やその根拠を、特に丁寧に記載し説明を尽くすことが求められる。

(次頁表参照)

1. 医療事故調査の運営状況について 日本医療安全調査機構専務理事 木村 壮介

(1) センター調査と院内調査の関係
①センター調査に先行して実施される「院内調査」は、各医療機関が実施した診療や自らの体制などを振り返る自律的な取り組みであり、その原因の分析を通じて自らの組織における医療安全の問題点を見直し、さらに発展させる重要なプロセスである。
②センター調査は、院内調査の検証を基本とするが、院内調査結果の是非を問うのではなく、第三者としての専門的立場から、可能な範囲で事実確認や調査・分析・再発防止策を提言するものである。関係学会から推薦された専門的見地を有する複数の構成員による調査部会により、専門性を確保し、第三者性を担保したうえで、あらかじめ定められた方

2. 医療事故調査制度セミナーの実施状況について 日本医師会常任理事 今村 定臣 (下表参照)

平成29年度医療事故調査制度研修会について
(管理者・実務者セミナー)

開催日	開催場所	参加人数
平成29年10月2日(月)	東京・日医会館	122名
平成29年10月18日(水)	青森・国際ホテル	59名
平成29年11月2日(木)	高松・レクザムホール	52名
平成29年11月16日(木)	帯広・ホテル日航ノースランド帯広	52名
平成29年11月30日(木)	金沢・石川県立音楽堂	66名
平成29年12月14日(木)	京都・メルパルク京都	216名
平成29年12月22日(金)	鹿児島・TKPガーデンシティ鹿児島中央	161名
合 計		728名

管理者・実務者セミナー参加者は7会場合計で728名。

(支援団体統括者セミナー)

開催日	開催場所	参加人数
【東日本】 平成30年1月13日(土)・14日(日)	世界貿易センタービル3F会議室(浜松町)	59名
【西日本】 平成30年1月27日(土)・28日(日)	広島県医師会館201会議室	54名
合 計		113名

支援団体統括者セミナー参加者は東西会場合計で113名。

3. 支援団体等連絡協議会運営事業助成金の申請について

日本医師会常任理事 今村 定臣

医療事故調査を行うために必要な支援を行う団体間の情報共有等を図るために設置される連絡協議会の運営等に必要な経費を支援する。

予算額：92,269 千円

委託先：公益社団法人日本医師会

対象経費：会議費、専門家招聘に係る謝金、旅費、事務局員賃金 等

○都道府県ごとの助成金額は基礎額 120 万円＋都道府県別の按分額

○協議会として行う会議、研修会の費用及び協議会業務に関わる人件費、事務室経費等が対象

○平成 30 年 3 月末までに日医へ申請書を提出

医療事故調査制度の現況報告（2 月）

医療事故調査・支援センター

医療事故調査制度の現況について、平成 30 年 2 月末時点の状況をご報告いたします。

1 医療事故報告および院内調査結果報告の件数

①医療事故報告 24 件（累計 912 件）

2 月は事故発生の報告が 24 件ありました。病院・診療所別では、病院からの報告が 23 件、診療所からの報告が 1 件でした。診療科別の主な内訳は、消化器科が 4 件、整形外科が 3 件、脳神経外科が 3 件でした。

②院内調査結果報告 29 件（累計 607 件）

2 月は院内調査結果報告（医療機関調査報告）が 29 件ありました。

2 相談件数

相談件数 187 件（累計 4,586 件）

2 月の相談件数は 187 件で、相談者の内訳は医療機関が 91 件、遺族等が 84 件、その他・不明が 12 件でした。また、相談内容による集計では 202 件（複数計上）あり、「医療事故報告の判断」に関する相談が 82 件、「手続き」に関する相談が 56 件、「院内調査」に関する相談が 30 件、「センター調査」に関する相談が 13 件、再発防止が 1 件、その他が 20 件でした。

遺族等の求めに応じて相談内容をセンターが医療機関へ伝達したものは 2 件でした。（累計 38 件）

3 センター調査の依頼件数

依頼件数 3 件（調査対象累計 62 件）

2 月はセンター調査の依頼が 3 件あり、遺族から 2 件、医療機関から 1 件の申請でした。調査結果報告は 1 件（累計 4 件）でした。

調査中 58 件の進捗は、院内調査結果報告書検証中が 52 件、院内調査結果報告書検証準備作業中の事例 2 件、医療機関における院内調査の終了待ち事例 4 件という状況です。

日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）HP より転載

4. 各都道府県協議会から提出された質問・意見・要望について

(1)「医療事故調査制度」の文言の中の「医療事故」は、一般の方々にとっては、医療上過失があり、誤った行為のために死に至ったとの誤解を生じる恐れがあるので、制度の名称変更を望む。

(埼玉県)

名称変更するには法改正が必要であることと、警察や患者側からは変更に反対意見があることをご理解願いたい。

(2) 情報の共有、再発防止を謳っている事故調査委員会なのに県下の事故情報、少なくとも支援センターに報告のあった事例の情報が、個人情報保護法の絡みで把握できていない状況にあるが、対策がとれないか。(岐阜県)

対応について検討する。

(3) 院内事故調査報告書(以下、「報告書」)は結果報告時に遺族にほぼ手渡される。調査結果により医療機関と遺族の関係が悪化することが懸念される場合でも事実を曲げてとりまとめることはできないが、そもそも医療事故調査制度の主旨は医療機関擁護ではない。しかしながら、報告書作成により民事や刑事裁判の材料として使われる危険性もあり(既に紛争化事例あり)、報告書によ

り医療機関と遺族との関係が悪化した場合に、この調査が医療機関の責任追及を行ったという誤った解釈をされる可能性がある。

医療事故調査制度の目的に則した院内事故調査を実施するため、下記の意見及び要望を提示する。

(大阪府)

①報告書が民事や刑事訴訟の材料として採用されないことの担保について

報告書の表現に注意が必要となる。

②院内事故調査で指摘された再発防止策が医療機関の責任追及の証拠となった場合に、当事者から協議会が派遣した専門医が提訴される危険性の回避への方策と、提訴された場合の保障(応訴時の費用負担など)について

事例があれば報告願いたい。

③正しい院内事故調査が実施できないことが懸念されるが、当事者(不都合な事実を黙秘する)権利を広く周知することについて

前面に出して対応することは望ましくない。

かなえない
未来がある。



応援してください。
やまぎんも、私も。
石川 佳純

YMFG
Yamaguchi
Financial Group

山口銀行
YAMAGUCHI BANK